

年頭所感

日本病院薬剤師会

会長 北田 光一

●医療を取り巻く環境は大きく変わるが病院薬剤師の使命は明確●

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素より日本病院薬剤師会の活動にご理解とご協力をいただいております皆様に御礼を申し上げますとともに、新年のご挨拶を申し上げます。

さて、わが国では、高齢化の進展により、慢性疾患や複数の疾病を抱える患者や、手術だけではなく、その後のリハビリも必要となる患者、自宅で暮らしながら医療を受ける患者が増加しています。このような疾病構造の変化、多様化する医療ニーズをふまえた体制の整備が急務となっており、医療のあり方として、疾病の治癒と生命の維持を主目的とする「治す医療」「キュア中心」の医療から、慢性疾患や一定の支障を抱えても生活の質を維持・向上させ、身体的・精神的・社会的な意味を含めた包括的な健康を保つことを目指す「治し、支える医療」「ケア中心」の医療への転換が改革の方向性となっています。

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制、いわゆる地域包括ケアシステムを構築することです。医療介護総合確保推進法等の下で進められている、地域における質の高い医療の確保、医療・介護の一体的な基盤整備の一環として、医療機関の医療機能の分化・連携の強化、在宅医療の充実や医師・看護師等の医療従事者の確保対策、医療機関における勤務環境の改善、チーム医療の推進などが、私たち病院薬剤師に関係する課題として具体的に進められていることはご存じの通りです。

地域の実情に応じた医療の提供体制の整備と強化が図られることとなりますので、私たち薬剤師は医療の担い手として、医師や看護師など医療に関わるスタッフと同様に、各自自治体で推進される地域医療ビジョンに基づく医療構想に積極的に関わりを持ち、具体的な活動を通じて、存在価値を示していく必要があると思います。

一方、医療の高度化・複雑化に伴って業務はますます増大しており、限られた人的、財政的資源のなかで、高度で良質で患者満足度の高い医療を提供するという厳しい医療環境にあります。この課題克服のためには医療関係者間の専門性を活かした緊密な連携が不可

欠となっています。病院薬剤師には、チーム医療のなかで、薬に関する専門職として独自の視点をもって、医薬品の適正使用の実践、積極的な処方提案や適切な薬学的管理を行い、医療・薬物治療の安全確保と質の向上へ貢献するとともに、医薬品に関する安全確保のための情報の要としての役割が求められています。

一昨年の薬剤師法第25条の2の改正では、調剤した薬剤の適正使用のため「必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない」と「薬剤師による情報提供及び指導」が義務化されました。私たちは、この対面業務の一層の充実を求め、法改正の意味を深く理解する必要があります。

私たちを取り巻く環境はさらに大きく変わろうとしています。プロフェッションとしての薬剤師の医療における社会的な使命と責任は明確であります。

本会としては、病棟業務の通常業務としての定着を通して、チーム医療を推進するとともに、さらには各施設の実情に合わせて、周術期患者の薬学的管理、集中治療室や外来における薬学的管理業務の充実・展開を図り、医療の質向上と安全確保に貢献することをお願いしております。

また、チーム医療の進展に伴い、その一員としての薬剤師の力量、真価が問われてきます。医療の進歩、医療環境の変化に伴う社会の期待に応えるために、常に薬剤師としての資質向上に努めることが大切であります。特に、チーム医療のなかでより専門性の高い薬剤師の果たすべき役割も増大しており、責任を持って行動できる特定の専門領域を持ち、その専門領域の薬物療法に関して主体的な役割を果たすことができるレベルにあることが必要となっております。引き続き、薬剤師としての資質の向上、専門性を磨く努力をお願いしたいと思います。

●診療報酬改定へ向けての議論●

ところで、本年は診療報酬改定の年であります。前回の平成26年度改定では、一般病棟での病棟薬剤業務実施加算が継続され、療養病棟または精神病棟における病棟薬剤業務の制限が緩和されました。また、がん領域に関して専門性の高い専任薬剤師の関わりが具体的に示され、「がん患者管理指導3」として評価されることになりました。その後、実施された診療報酬改定の結果検証に係る特別調査では、これらの改定に係る業務について施設、医師、看護職種から高い評価が得られておりました。会員の皆様の積極的な取り組みに感謝申し上げます。

さて、平成28年度診療報酬改定ですが、私たちが重点要望事項の1つとして挙げていた病棟薬剤業務実施加算の算定対象の拡大について、昨年未だに議論されました。現在、特定集中治療室などは病棟薬剤業務実施加算の算定対象になっておりませんが、現実には特定集中治療室の約半数で薬剤師が配置されており、配置による医療従事者の負担軽減や副作用の回避といったメリットを示す報告があることから、特定集中治療室など高度急性期医療を行う特定入院料の病棟において、薬剤関連業務を実施するために治療室内に薬剤師を配置することを評価してはどうかという議論でした。

また、特に高齢者について、多種類の服薬に起因する有害事象の防止や服薬アドヒアランス改善のために、医療機関において複数の薬剤を服用している患者の処方薬剤を減少させる取り組みを行い、処方薬剤数の減少など一定の効果が得られた場合の評価や、多職種で構成されたチームが、病棟で身体疾患のために入院した認知症患者のケアに取り組んだ場合の評価についても議論がありました。

今回の改定も極めて厳しい財政状況のなかでのことですので、どのような評価になるのかは、これからの議論によりますが、期待しているところであります。

なお、療養病棟または精神病棟における病棟薬剤業務実施加算の一般病棟と同等の評価も私たちの重要課題ですが、新たな展開には画期的な患者の価値中心の臨床的アウトカムが不可欠ですので、皆さんの協力をいただきながら説得力のある効果を示すエビデンス構築に取り組むたいと考えています。

●次世代薬剤師を育てるための教育●

昨年4月より「日病薬病院薬学認定薬剤師制度」が各都道府県病薬の研修担当の先生方のご協力を得ながら本格的にスタートいたしました。当初の混乱は多少沈静化してきたようにも思いますが、第三者評価機関により認証された本制度の意義をご理解いただき、早期に軌道に乗せるため、会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、薬学教育に関しては、新コアカリキュラムによる実習の実施が平成31年ということで準備が始まっています。昨年は、実習実施に向けた事前アンケート調査にご協力をいただき有り難うございました。今後、調査結果に基づき、実務実習・臨床実習に関する実施体制のシミュレーションが行われることとなります。次世代の医療を担う薬学生の教育の一環である実習を実のあるものにするため、本会として必要な準備を進めていかなければなりません。

さて、本会としては、本年も引き続いて、患者の視点に立った医療への貢献を介して、患者の顔が見える存在感のある信頼される薬剤師を目指して、「病棟業務の充実とチーム医療の推進」「医療安全の確保」「客観的エビデンスの蓄積」「専門職としての資質の向上」を重要課題として活動してまいります。

院内の薬あるところで、患者第一の視点を持って、様々な薬学的管理業務を展開し、患者からも、他の医療スタッフからも評価される臨床上のアウトカムを示していくことがますます重要になってきます。各施設において、薬に関することについては責任を持って主体的に関わり、薬に関する専門職として信頼される存在となることを切に願っています。

最後になりますが、今年1年が皆様にとって新たな飛躍の年になることを心から祈念申し上げます。新年の挨拶と致します。本年もどうぞよろしくお願いいたします。